

# 審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第30条の13第1項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の13第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準：判断基準は、法令に定めるところによる。
標 準 処 理 期 間：交通部運転免許試験課においては1日、各警察署交通課においては3週
申 請 先：交通部運転免許試験課免許申請係、同課京都駅前運転免許更新センター申請係又は警察署交通課
問 合 せ 先：交通部運転免許試験課免許申請係（電話075-631-5181 内線278）
備 考：